

知的財産戦略本部 第1回構想委員会

日時：令和7年11月21日（金）16:00～18:00

場所：中央合同庁舎8号館5階 共用A会議室

出席：

【委員】

出雲委員、梅澤委員、遠藤委員、黒田委員、黒橋委員、杉村委員、田中委員、田路委員、中村委員、波多野委員、林委員、福井委員、本田委員、松山委員、渡部座長

【事務局】

中原事務局長、守山次長、太田参事官、清水参事官、松原企画官、谷貝企画官、道祖土企画官

1. 開会

2. 議事

（1）「知的財産推進計画2026」の検討について

（2）意見交換

3. 閉会

○太田参事官 開催に先立ちまして、少し事務的な御案内をさせていただきます。

本日は御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

内閣府知的財産戦略推進事務局参事官をしております太田でございます。どうぞよろしくお願いします。

本日の会議については、対面とオンラインによるハイブリッド開催と、傍聴についてはオンラインとなっております。

傍聴者の皆様は、カメラをオフにして、マイクもミュートにしていただき、会議の様子のスクリーンショットあるいは録音・録画は御遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お時間になりましたので、ただいまから、知的財産戦略本部、第1回「構想委員会」を開催させていただければと思います。

改めまして、本日は御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、知的財産推進計画2026の検討についてということで、事務局から資料を御説明した後、委員の皆様による意見交換をしていただきます。様々な御意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の紹介に入ります。

本来であれば1人ずつ御紹介させていただきたいと思うのですけれども、時間の制約もありますので、参考資料1の構想委員会構成員名簿を御確認いただければと存じます。

また、本日は、伊藤委員、加藤委員、塩野委員、竹中委員、立本委員、時田委員、村松委員は御欠席でございます。また、梅澤委員が17時30分頃に早めに御退席され、オンラインで御参加の予定でございます。また、田路委員については遅れて参加と伺っております。

続きまして、本日使用する資料を御確認いただければと思います。

事前に事務局からメールで御連絡しましたとおり、本日使用します資料は、資料1「知的財産推進計画の検討体制とスケジュール」。

資料2「『知的財産推進計画2026』の検討に向けた論点について」ということでございます。

また、本日御欠席の竹中委員、村松委員から資料3、資料4を提出いただいております。

お手元に資料の御不足ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては渡部座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

初めに、知的財産推進計画2026の検討について、資料1～2に基づき、事務局より説明をお願いいたします。

○太田参事官 それでは、資料1～2に基づきまして、事務局より御説明させていただきます。まず、資料1「知的財産推進計画の検討体制とスケジュール」という資料を御覧になつていただければと思います。

3ページ目を御覧いただければと思います。

検討体制でございます。こちらは前回までと大きく変わりはございませんけれども、知的財産戦略本部の下に構想委員会を位置づけまして、中身について御議論いただきます。また、その下に、各分野別にワーキンググループあるいは部会を開催させていただいて、さらに議論いただくという形でございます。

4ページ目を御覧ください。

検討スケジュールでございます。来年6月頃の知的財産戦略本部を目指しまして、全4回、構想委員会を開催させていただきたいと思っております。

資料2「『知的財産推進計画2026』の検討に向けた論点について」という資料を御覧になつていただければと思います。

1ページ目でございます。

背景・課題意識ということで、少し大きい視点から整理しております。特に1つ目ですけれども、本年6月に決定させていただいた知的財産推進計画2025のほうで中長期的なKPIを定めさせていただいております。WIPOのI「グローバルイノベーション指数」を2035年までに4位以内とする。また、日本市場における時価総額に占める無形資産の割合を50%以

上とすると、非常に野心的なKPIでございますけれども、こちらの中長期的なKPIを達成するため、どのような課題を解決すべきかというものが非常に大きな視点かと思います。

また、その下、5つのポツに分けておりますけれども、この後の資料で5つの分野に分けて資料を整理させていただいております。それについて、論点を整理させていただいております。

次の2ページを御覧ください。

1.から5.まで、5つの分野に分けて、それぞれに資料を整理させていただいています。分野に関連するようなデータの分析、また、最近の政府における取組などについて御紹介した上で、それについて、今後の方向性というものを整理しております。

まず1つ目が、知財・無形資産への投資促進による価値創造でございます。

3ページ目でございます。

WIPOのデータを整理しておりますが、日本の無形資産投資が近年加速して、割合が増加しているというようなデータとなっております。

4ページ目を御覧ください。

コーポレートガバナンス・コードの改革に向けた議論があり、今、金融庁主導で行われております。コードのスリム化／プリンシパル化を念頭に議論ということでございます。

5ページ目でございます。

コーポレートガバナンス・コード改訂の議論を契機に、先月、10月29日に内閣府のほうで知財投資に関する検討会第25回というものを開催しております。経営における知財・無形資産の考え方の浸透、投資家と企業の対話の活性化等々について議論いただきました。

6ページ目を御覧ください。

今後の取組の方向性ということでございますが、今、申し上げた第25回の検討会において、委員から寄せられた課題を少し整理させていただいております。主なところでございますが、知財というものは投資家から見えにくい資産である。企業からの開示が、事業や利益にどう結びつくかというものが語られていないのではないか。また、開示の効果的な見せ方や知財・無形資産というものを定量化していくべきではないかということ。

また、経営層が知財・無形資産の本質的な価値を理解しておらず、知財部が経営戦略や価値創造ストーリーに関与できていないのではないか。また、知財のガバナンスガイドラインの本質が伝わっていないのではないかといったような厳しい御指摘をいただいております。このような御指摘あるいは課題に対し、どのように改善していくかということを本構想委員会においてもぜひ御意見をいただければと思います。

次の7ページ、2つ目の分野でございます。AI・デジタル時代の知的財産制度の構築ということでございます。

8ページ目は、AI利活用が日本で遅れているという現状と課題について整理しております。

10ページ目でございます。

AI利活用の促進に向けて、適切な財産の保護と活用につながる透明性の確保に向けた取組ということで、先月、10月24日に内閣府のほうでAI時代の知的財産権検討会を開催しております。こちらのスライドの下半分のところ、論点①～③と挙げさせていただいております。1つ目は、データの信頼性・安全性を含め生成AIに係る開示に向けた各種の対応をどのように進めていくべきかということ。論点②は、データ利活用に伴う対価還元をどのように取組を進めていくか。論点③としまして、AIとデータの取扱いについて、どのような将来像を想定しておくべきか。こういった論点について議論をいただいております。

次の11ページから13ページは、特許庁における特許・意匠に係る検討・取組についてまとめさせていただいております。

11ページは、AI技術の発達を踏まえた発明及びデザインの保護の在り方についての検討でございます。

12ページは、国境をまたいだような国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について整理しております。

13ページは、仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方に関する検討でございます。

また、14ページ、少し視点が変わりますが、知的財産権関連の訴訟状況のデータをまとめております。

特許権侵害に係る損害賠償請求訴訟については、高額な認容額の割合というものは増加傾向にあるというデータとなっております。一方で、特許権に係る訴訟件数というものは総じて見ますと減少傾向という傾向が見てとれております。

また、15ページ目、グローバルイノベーション指數、GIIでございますけれども、韓国、ドイツと少し比較しております。

日本の弱いところとして、意匠の出願数、また、商標の出願数、あとは研究開発及びスタートアップ関連の指標が弱いというのが見てとれております。

16ページ目でございます。

今後の取組の方向性ということでございますが、AI利活用の促進に向けた、適切な財産の保護と活用につながる透明性の確保といったことについては、AI時代の知的財産権検討会において引き続き検討を進めていくということ。また、AI技術の発達を踏まえた発明及びデザインの保護の在り方、あるいはDX時代にふさわしい産業財産権制度の在り方については、特許制度小委員会及び意匠制度小委員会のほうでさらに検討を進めていくということでございます。

次の17ページ以降、3つ目の分野として、国際標準でございます。

18ページ目、今年6月に策定させていただきました新たな国際標準戦略についてまとめております。

また、19ページ目から21ページ目、今年度の取組を3つに分けて整理させていただいております。

19ページ目が担い手の強化ということで、司令塔機能を果たす官民連携の場を新たに設けるということ、あるいは官民の在外事務所間のネットワークを構築するといったような取組により、担い手を強化してまいります。

20ページ目、戦略領域・重要領域への重点的な取組ということでございます。標準活用加速化支援事業、ブリッジ事業と呼ばせていただいておりますが、そちらの予算を活用しながら取組を推進すること、また、領域別の国際標準戦略の策定ということで、モデル的に2領域の領域別の国際標準戦略を定めていくということに取り組んでいきます。

また、21ページ目、3つ目の取組として、戦略のモニタリング・フォローアップをきちんと行いながら、戦略の推進を図っていくということでございます。

22ページ目、今後の取組の方向性でございます。

国際標準の関連は、やはり個社にとっては費用対効果が見えにくいというようなネックがございます。そこで、個社レベルで国際標準活動に取り組んでいただくための仕組み、あるいは我が国における規制と標準・認証の在り方などについて、構想委員会、こちらの場でもぜひ皆様に御意見、御示唆をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。

次の23ページ以降、クールジャパン戦略でございます。

24ページ目、クールジャパン関連産業の現状をまとめております。

関連産業の最新値の海外展開規模27.1兆円ということで、前回調査よりも拡大しております。一方で分野別に見ますと、化粧品の海外展開が前回調査より減少しているということでございます。また、日本を「好きな国」とする率というものは、全世界平均で56.2%あるというデータとなっております。

少し飛びまして、26ページ目でございます。分野別に分析しております。

26ページ目はファッション分野ということで、アパレル市場について整理しております。世界的に見て成長産業ということで、日本の強みを生かしながら、こういった分野も最終製品の輸出増を図っていくということ。

27ページ目、化粧品分野の海外展開の現状と課題でございます。

こちらは、先ほど少し輸出について苦戦していると申し上げましたが、世界的に見ますと成長市場でございます。日本の輸出の主戦場であるアジアはスキンケアの割合が高いということで、日本の高品質・安全性の高い製品というものは強みが生かせるのではないかということもございます。こちらについても、強みを生かしたようなブランディングをきちんと図っていくなど、取組が必要ということで整理しております。

28ページ目、訪日外国人旅行客の地方周遊についてでございます。

現在、訪日外国人の方々の宿泊先の7割が3大都市圏に集中ということでございます。地方周遊あるいは地方での滞在を推進するためには、地方での受入環境整備、情報発信といったことが必要ではないかということで論点を整理しております。

30ページでございます。

農産品・食品の海外展開についても、現状、課題を整理しております。こちらも訪日動機の一番は日本食ということで、潜在的な海外ニーズが高い分野でございます。さらに、輸出等を進めていくために取り組んでいくということで整理しております。

また、31ページ目、今後の取組の方向性でございます。

2024年6月に「新たなクールジャパン戦略」として、中長期的な政府目標として、2033年までに合計50兆円以上の海外展開規模、日本ファンの割合を10ポイント増加させるということで目標を設定しております。この達成に向けて、関係省庁連携しながら取組を進めていくということでございます。

2つ目の□にございますけれども、2033年までに「コンテンツ地方創生拠点」を全国約200か所選定するということを、こちらは内閣府で進めておりますが、今年度中に20か所程度の地域を選定するということで準備を進めております。

その他、世界から求められる体験価値化あるいは高付加価値化、マーケット目線のブランディング等々により海外展開規模の拡大を図っていく。

また、こちらのスライドの一番下にございますが、ファッション分野、化粧品のビューティ一分野などを中心に、海外展開規模の拡大に向けて、分野にブレークダウンした検討も進めていきたいと考えております。

次の32ページ以降、コンテンツ戦略でございます。

34ページ目を御覧ください。

日本発コンテンツの海外売上高は、過去10年で3.7倍に拡大ということで、2023年は5.8兆円となっております。半導体あるいは鉄鋼産業といったものの輸出額を超える規模となっております。こちらも中長期的な政府目標、2033年に海外売上高を20兆円とするというものがございます。こちらの達成に向けて、官民連携して取り組んでいくということでございます。

35ページ目から38ページ目まで、コンテンツ産業の競争力強化に向けた課題や取組を4つの分野に分けて整理しております。

35ページ目、人材育成でございます。

制作現場を担う専門人材の育成や確保、あるいはコンテンツの企画・開発から対外発信まで行えるような人材、あるいは漫画等、日本語のコンテンツをきちんと国際的に発信していく、あるいは翻訳するような方々の人材育成等々に取り組んでいくということでございます。

36ページ目、海外展開に向けた課題ということです。

日本発コンテンツを海外にお届けするような海外流通機能の強化、あるいは海外で戦えるような大規模で高品質なコンテンツの製作支援、ロケ撮影誘致などを取り組んでいくということでございます。

37ページ目、体制・構造上の課題としての取引・就業環境の改善にも取り組んでまいります。

38ページ目、海賊版対策でございます。

現地での普及啓発、国際連携に加えまして、権利者による権利行使の支援、あるいは正規版流通促進などに官民一体となって取り組むということでございます。

39ページ目、今後の方向性をまとめております。

先ほど申し上げた中長期的な政府目標に向けて、人材育成あるいは海外展開等々に取り組んでまいります。日本のコンテンツ戦略のさらなる強化に向けて検討を進めるということでございます。

次の40ページ、ここまでで5分野それぞれの御参考となるデータあるいは最近の取組を御紹介しました。

これを踏まえましてということで、41ページ目、本日御議論いただきたいことを大きく2つまとめております。

1つ目が、5つの分野それぞれについて、本資料でお示しました課題、論点、あるいは今後の方向性に関する御意見、御示唆をいただければと思います。

2つ目が、5つの分野に加えまして、特に知財計画2026の策定に向けて議論すべき重要な項目・論点がございましたら御意見をいただきたいと思います。

また、42ページ目以降は参考として、AI法の概要等について資料をつけております。御参考いただければと思います。

以上、早口で恐縮でございますが、事務局からの御説明を終わらせていただきます。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がございました内容について、御質問も含めて、御意見等を御自由にいただければと思います。

それぞれの委員から、目安としては5分程度としていただき、一巡して、まだ時間があればもう一巡するという形でやらせていただきたいと思います。途中退室される方は早めに御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

遠藤委員、お願ひいたします。

○遠藤委員 まずは、今回新たに知的財産推進計画2025で掲げた数値目標も含めて論点を明示頂きました事に感謝を申し上げます。特にWIPOのイノベーション指数で4位以内。これは非常に大きなターゲットだと思います。現状、基礎、重要研究において、日本の発表論文が引用される数が減ってきてございまして、オーストラリアのASPI(豪戦略政策研究所)が調査した結果では、5位以内に8分野がとどまっていますが、20年前に比べて25%程度と、大分減っているというのが現状です。こうした観点からも、特許のイノベーション指数として4位以内を目指すということは非常に重要なことだと思います。ぜひ、これをターゲットとして、これをを目指すための、サポートシステムを含めた我々の方向感をつくれれば良いと思います。

5点申し上げたいと思います。一つは、我々が今後注力すべき領域・分野という観点で

すけれども、我々が、産官学一緒になって、司令塔をつくってその方向感を決めるということだと思いますが、このときに必要なのは、技術に対する予見力であり、MOT (Management of Technology) 能力を高めるということではないかと思います。どういう領域が今後産業競争力を持つための大きなファクターになり得るかということについて、日本の中で共通認識を持つことがとても重要で、そのためにもMOT能力を高めるべきだと思います。

そうなると、今回のご報告の中には載っていないのですが、前にも御議論させていただいているが、日本にも、米国のNIST(National Institute of Standards and Technology)を持てないか、と思います。米国のNISTは、標準化のための市場調査、技術調査を行い、これらを通して、現在の技術レベルを分析し、将来の技術に関するMOT能力（予見能力）を高めていると思います。日本にもNISTのような機能をもち、今後注力すべき領域や分野方向感をしっかりと理解する力を備えるべきだと考えます。いずれにしても、MOTの質、能力のレベルを上げて予見能力を高めていく努力が必要であろうと思います。

2つ目は、日本として、知財創出力を上げようという観点でお考えいただきたいのは、中小企業のレベルをどのように上げていくかです。大企業はもちろん、自らも努力しないといけないのですが、中小企業で持つておいでになる素材も重要な知財であって、それをさらに高いレベルに育てるという試みが必要なのではないかと思います。

例えば、中小企業の知財創出力を支えていく上で、地方大学の活性化、活用がとても重要なのではないかなと思っています。以前も申し上げたかもしれません、ドイツの例を見ると、GDPに占める中小企業のコントリビューションの割合は結構大きいです。構造的に大企業が多くはないということもあるのですが、いずれにしても、中企業の知財力が非常に高く、中企業が自ら海外に価値を提供しているというものが多い。それを支えているのは地方に多くの拠点をもつフランホーファー研究機構であると言われています。日本だとフランホーファー研究機構みたいな広域のものはないのですけれども、地方大学があるので、これをうまく活用して、中小企業の価値創造能力、知財力というものを上げていく仕組みを構築する必要があるのではないかなと思います。

3番目は、先ほど御指摘ございましたが、国際標準を取ろうとしたときに、費用対効果というお話をありました。そのとおりだと思うのですが、シーズオリエンテッドであるのか、マーケットオリエンテッドで市場を意識して標準化を考えているかということが一つ影響しているのではないかなという気がします。

日本の場合は非常に技術力があるので、シーズオリエンテッドで標準をとりに行く場合が多いと思うのですが、その中にどのようにマーケットオリエンテッドのテイストを入れ込んで標準化するのか。慣れが必要かもしれませんけれども、その意識を持って、我々が標準化をつくる上でマーケットオリエンテッドの部分をどのように入れ込むか、標準化プロセスの中に、これを入れ込むかということが重要なのではないかなと思いました。

4番目は、クールジャパンのお話もいただきました。これは非常に重要な領域であろうと私も考えます。このクールジャパンの価値創造力のサステナビリティがとても重要で、

維持するためには人材がカギです。基本的にクールジャパンといったときに、価値基盤の部分は日本文化であると思います。

日本文化が日本のクールジャパンをつくっているわけで、そういう意味では、若い方々がいかに日本文化というものに多く触れ、理解し、その中から価値をつくっていくかということが重要と考えます。サステナブルなクールジャパンという価値創造の継続性を考えたとき、若い方々が日本文化に多く触れ、日本文化を理解し、習得する仕組みづくりをお考えいただくとよろしいかなと思いました。

最後は、標準化でのコントリビューションということを考えたときに、今後の人口増と成長が期待されるグローバルサウスを意識する必要は絶対あると思います。グローバルサウスへのプラットフォーム構築、インフラストラクチャーを含めた日本のコントリビューションというものが、将来的には日本の戦略的な不可欠性を実現する上で大きなファクターになることは間違いないので、グローバルサウスと共に、グローバルサウスにとって高い価値を提供できるマーケットオリエンテッドな標準を一緒につくり上げていくことが、日本の不可欠性の観点からも重要になろうと思います。

ぜひグローバルサウスへの価値貢献、そのためにはグローバルサウスとの友好国関係をおつくりいただくということ、これは国にお願いしなくてはいけないですし、この友好関係をベースに各国の成長を支えるために、成長戦略を共有する事が重要と考えます。それがマーケットオリエンテッドの方向感をつくる基盤になると思います。この部分は、産官の協力が必須であり、このための体制づくり及びプロセスづくりを協力してさせていただくとありがたいなと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございます。

出雲委員、お願いいいたします。

○出雲委員 私は、議論の論点を5つ挙げていただいているのですけれども、1. の知財・無形資産への投資促進による価値創造と、スタートアップ、中小企業が果たすべき役割について申し上げたいと思います。

3ページにもWIPOの無形資産投資の状況を書いていただいて、日本の無形資産投資割合が2020年以降、年平均して2%の成長を記録したと書いてあるのですけれども、過去10年間の成長率で見ると、有形資産投資の成長率が0.9%で、無形資産投資の成長率が0.6%ですから、時間がたてばたつほど、ワインの口と一緒に、長期で見たときに、有形資産の成長のほうが無形資産投資の成長率よりも高いです。この3年間の投資傾向を日本の一般的なマインドセットにどのように落とし込んでいくのかというところをしっかりと書かないと、3年に絞ったら無形資産投資が増えているのですけれども、では、なぜそれが行われているのか、その阻害要因が何なのかというところをもう少し深く分析する必要があると思います。

その普及阻害要因を明らかにして、知財・無形資産の価値評価と技術力評価が難しいと

いうことと、そのノウハウを得る機会が少ないとか、経営陣の理解が足りないとか、いろいろ寄せられた課題の、6ページのところに集約されているとおりだと思います。こういうものは比較的、刺激的なエビデンスとセットで大学知財ガバナンスガイドラインのときにはうまく変えられたのではないかなと思っています。大学知財GGのときに、知財の流動性を高めるということが大学の知財ガバナンスに決定的に重要だということで、東大と京大が4割超、半分ぐらい、特許をちゃんと活用しているのに、8割以上の年間7,000件取得される大学から創出される知財が死蔵しているという、その流動性を高めるためにどのような運用をしたらいいのかというものが大学知財GGの基本コンセプトだったと思うのですけれども、そういう急所がどこにあるのかというものを知財・無形資産ガバナンスガイドラインの普及促進においても必要であると考えております。

知財・無形資産の価値評価方法は、コストアプローチとマーケットアプローチとインカムアプローチと3つあるのですけれども、通常の企業価値評価の手法と同じように、知財が創出する将来キャッシュフローをDCFで現在価値を算出するのが最も合理的で妥当なアプローチだと考えられますので、このインカムアプローチで知財・無形資産の価値評価をするということを当たり前に、日本の企業価値評価においても、ベンチャー、スタートアップの投資においても、金融機関やファンドの企業価値評価の中にもそれを織り込んでいないと、割安になって評価される側の発行体の企業が損しますという、いろいろなところからの、圧力と言うと少し言葉が強過ぎるかもしれないのですけれども、しっかりとNPVを算出して、知財というものがこれだけ価値を生むものなのですというPRを発行体がしていないと損しますということは発信していくべきだと思います。

なぜ、無形資産投資がこれほど日本で遅れているのかというものは、今、遠藤さんが先におっしゃっていただいたので、私は急いで連続して発言したくて手を挙げたのですけれども、日本の中小企業の無形資産投資が圧倒的に世界のどこと比較しても遅れているのが原因ということは明らかであります。日本とアメリカの全要素生産性の、アメリカが年率1%以上成長する、日本がTFPが年間0.5%程度も成長したりしなかったりという、その差のかなりの部分が無形資産投資の額の違いで説明できる。私は、今日は死蔵特許の指摘をして、景色が変わったときと同じようなエビデンスとして、中小企業のIT資本装備率と一人当たり年間教育研修費が米国と日本で圧倒的に違う。ここを変えないと絶対、無形資産割合、全上場企業50%というものが達成できないので、ここを何とかしなければいけない。

中小企業のソフトウェア装備率が、製造業で大企業の7%で、非製造業・サービス産業で5%というものは明らかに異常な数値ということは御存じだと思います。日本の大企業のIT資本装備率は一人当たりに換算すると大体100万円で、中小企業が5万円から7万円なのです。こんな国はどこにもなくて、アメリカのIT資本装備率は130万円で、平均値も高いのですけれども、ドイツもイギリスも韓国も大体95万円とか108万円とか、大企業の一人当たりのIT資本装備率というものはほとんど同じなのです。ちなみに、今、中国は45万円とかなので、ちょうど半分なのですけれども、中国の大企業のIT資本装備率の年間のCAGR

が9%ですから、早晚、中国もG7並みに、100万円というものに到達すると思います。

日本は、中小企業が5万円から7万円と申し上げました。ドイツも韓国もアメリカもイギリスも大体、中小企業のIT資本装備率は25万円から35万円なのです。日本だけ5万円とか7万円とか、そういう極端になっているのは、情報システムとソフトウェアに関する内製化率が、アメリカが4分の3が内製化されている、日本が4分の1しかできていないということをそのまま反映している。分かる人がいなからたらデジタルの投資ができないので、ここも次に変えなければいけないのは、情報システムに関連する人のコストは、これはコストではなくて資本投資であるべきなのです。アメリカも、情報システムに関連している人の人件費というものが年間2700万円で、日本の情報システムに携わっている人に対する人件費が170万円ですから、ちょうど10倍、人に対する投資が違うので、ITに対するDXや資本装備率の上昇といったものがほとんど起きない。

最後に、もう一つだけ、一番違うのは、SaaS装備率、SaaS利用率と言えると思うのですけれども、米国はやはりSaaSの利用率が高過ぎて、大企業の一人当たりのSaaS装備率が2730万円だそうです。我が国はクラウドとSaaSの利用率が、一人当たり16万円しか投資していませんから、日本が16万円で、アメリカが2730万円投資していると、アメリカのほうが一人当たりの労働生産性が日本の2倍高いというのは当然そうなってしまう。

ここでスタートアップでございます。スタートアップは、日本の大企業並みのIT資本装備率を誇っております。日本のスタートアップのIT資本装備率は平均して100万円程度ですから、日本の大企業とほとんど同じ、中小企業と同じぐらいのビジネスのサイズなわけですけれども、中小企業は7万円で、日本スタートアップは100万円でスタートしますから、非常に効率のいい、ここに人が移ってきてスタートアップが成長するというものがやはり無形資産と知的財産を活用してマークアップ率を高めるという観点でも、スタートアップというものが非常に有効になってくると思います。ちなみになのですけれども、私どもユーチューバーのIT資本装備率は一人当たり150万円でございます。

そのスタートアップは、この10年間でGDPに対する波及効果が20兆円で、雇用の創出が52万人なのですけれども、この52万人はIT資本装備率が非常に高い、生産性が高い人が52万人と20兆円を創出しております。御存じのとおり、北海道の名目総生産というものが19兆円で、福岡県のGDPは18兆円ですから、大体、福岡県、北海道はベンチャー企業エコシステムというものが18兆円、19兆円、20兆円と新しくつくっているのですけれども、何度も申し上げますけれども、スタートアップの無形資産活用、無形資産比率というものが非常に高い。

ユーチューバーの無形固定資産比率も80%、固定資産全部で400億円で、無形固定資産が320億円で、顧客管理資産と、あと、M&Aを積極的にやっているので、のれんと特許等の知財で合計が400億円のうち80%が無形固定資産比率なのですけれども、スタートアップはやはり概して無形資産比率や知財の活用、無形資産投資を行って、価格競争力を高めて、マークアップ率を高めるという、知財・無形資産ガバナンスガイドラインで普及しようとして

いるアティチュードを自然と取って成長していくのがスタートアップですので、改めて、スタートアップ振興と、この一丁目一番地である知財・無形資産への投資促進による価値創造というものをサイクルにして、日本に強靭なエコシステムを構築していくということをぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

オンラインの梅澤委員、聞こえますか。

○梅澤委員 はい。

今、お二人、無形資産時価総額割合のお話をされまして、私もここが多分、今年度の知財計画においても再重要ポイントかなと思っています。

出雲さんがおっしゃったデータ、勉強になりました。ありがとうございます。日本の中
小企業が著しく、投資において立ち後れているというのは本当にそのとおりだと思います。

ただ一方で、大企業はオーケーかというと、私は全然、そんなことはないと思っていま
して、だからこそ、東証の無形資産割合がやはりアメリカに比べると著しく低い。中国と
比べても低いという数字なのだと思いますので、大企業セクターに関しても手を抜くこと
なく、この無形資産の時価総額割合を高めていくというものを経営トップのアジェンダ
として認識してもらって各社に手を打ってもらうということが今年、一番大切なアクション
ではないかなと思っています。

具体的にどうするのがいいのかというものは、ぜひ、この場で皆さんからいろいろな知
見をいただきながら、アクションとして効果の高いものをつくっていかないといけないの
かなと思います。今ある幾つかのメニュー、例えばコーポレートガバナンス・コードとか、
それから、知財・無形資産ガイドラインを周知徹底させるとか、それぞれやっていかない
といけないことはもちろん大事なのですが、残念ながら、今、このテーマは経営トップ、
CEOの重要な問題にはまだなっていないなというものが私の肌感覚で、知財担当役員か、い
いケースでチームストラテジーオフィサーの方が認識しているぐらいの話ではないかなと
思っています。

これをいかにCEOアジェンダにするかというものを今年のテーマとして取り組みましょ
う。ぜひ、そこはしっかり議論しまましょうというものが1点目です。これができると、結
果的にAIに対しての投資であったり、それから、M&Aの投資であったりというのも進んで
くると思います。したがって、いかにこのテーマをCEOアジェンダにするかということで議
論させてください。

2点目、クールジャパンです。今日、実はクールジャパンDXサミットということで登壇
もあったので、そちらに来て、今、オンラインに入っています。

去年からずっと申し上げていることなのですが、この円ベースで増えましたというの
はよしとして、ドルベースでもちゃんとモニタリングして、我々、チームとして現状認識を
間違えないようにしましょうと考えています。去年から今年でも円安効果が多少ありまし

たし、特に観光は8兆円いきましたと言って、みんな喜んでいますけれども、これは2019年から2023年ぐらいで4割ぐらい円安が進んでいますので、この8兆円になったうちの数兆円分は完全に円安効果ということですので、こここのところは円ベースでどうだ、ドルベースでどうだ、両方の数字を見ながら、我々としてちゃんと前進しているのかどうかを確認しつつ進めていきたいと思います。

中身について、クールジャパンで、コンテンツの地方創生拠点をつくりますという話はいいのですけれども、大事なのは現地で落とすお金をちゃんと増やして、地方の観光を通じた地方創生につなげていくということを真面目にやらないと結局、分かりやすいところで言うと、鎌倉高校の前に世界中からお客様が来て、写真だけ撮って、江ノ電だけお金は落ちるのだけれども、それ以外の経済効果はほとんどないみたいなことが日本全国でさらに増えるだけかなと思っています。

地方にお金を落としてもらおうと思うと、結局、大事なのは、そこでの滞在時間を延ばして宿泊してもらうということです。したがって、それぞれの、この地方創生拠点において、どれだけの宿泊インフラがあるのか、宿泊してもらうための時間消費をするだけのコンテンツがあるのか。それがないのだったら、どう周辺の地域と合わせて動線を組んでいくのか。こういう形でコンテンツの地方創生の戦略立案をぜひしていっていただきたいなと思います。

それから、もう一つ、コンテンツ戦略のところの重要なポイントとして、特に日本のコンテンツを海外市場に売っていこうとするときに一番頼りになるのは、多くのケースで日本の方が大好きで、日本のコンテンツが大好きな外国人材だったりします。日本の専門学校あるいはMBAには、日本のアニメとかゲームが大好きで日本にきましたという人がたくさんいます。こういう人たちをどれだけ、日本が頼りにできるビジネスプロデューサーに育てていくのか。クリエーターだけではなくて、専門学校に来てクリエーター志願の方はたくさんいるのですけれども、その中にはビジネスプロデューサーに育てられるような人材もたくさん混じっていて、そういう人たちが日本と海外市場をつなぎ、日本のコンテンツに対しての目利きもし、カスタマイズもそういう意味では手伝ってくれるというビジネスプロデューサーになっていただくことが大事かなと思います。

以上、2点です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、次に、黒田委員、お願いします。

○黒田委員 1. の知財・無形資産について一言御意見申し上げたいと思います。

知財・無形資産の投資活用加速化に関して、有識者による検討会が検討されているという御説明がございました。資料2の6ページに、現状においても数多くの課題があるということが示されております。これらの課題を見るに、知財の重要性について、経営層が十分理解できるような言葉で説明できていないという状況にあるのではないかと思われますが、その根底には共通言語の不在というものがあるのではないかと思います。これは経営

層にとっても投資家にとっても、知財の価値を測る物差しが存在していないため、どの知財が実際に競争力とか利益にどう結びついているのか、どう貢献しているのかというものが伝わっていないのではないかということだと思います。

そこで御提案なのですけれども、知財の価値を客観的に可視化する指標の整備を検討してはいかがかと思います。ここで申し上げている指標というものは、単なる出願件数とか登録件数といった指標ではなくて、知財の事業貢献度を測る指標というもので、例えば知財が企業の利益に貢献したりとか、競合の産業を防いで市場シェアを守ったということを指標として表現できないかという御提案です。このような指標があれば知財を可視化して定量化することができて、経営層にもその重要性が伝わりやすくなり、投資家にも見やすくなるのではないかなと思っています。

知財の価値については、知財の技術的な質とか市場性とかから絶対的な価値を測る指標というものの検討が進んでおり、参考になると思いますが、この資料2の課題との関係で御提案したい指標というものは、自社の企業内部でその知財がどれだけ役に立っているかという、知財の事業貢献度を測る相対的な指標といったものをイメージしております。既にほかの委員会とか検討会でもこのような検討は始まっているとも伺っていますが、この委員会でもそのような方向性を示すことができれば、資料2に書かれている課題を解決する一助になるのではないかなと思います。

あと、資料2の最初のページの冒頭にある、時価総額に占める無形資産の割合を2035年まで50%以上に高めるという目標についてなのですけれども、この目標自体は全く問題ないと思うのですが、ただ、有形資産を減らせば達成できるのではないかという誤解が生まれてしまう可能性がございますので、ここの趣旨は有形資産の削減を目指すといったものかではなく、むしろ、価値創造に資する無形資産の形成と活用を増やすことで企業価値を上げたいという前向きな方向性があるのだということを、そういった意図が誤解されることがなく伝わるように明確化していただければいいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、福井委員、お願いします。

○福井委員 大変充実した御資料と、各委員の御意見にも多く賛同するところでした。

私はコンテンツのお話をいたしますけれども、この日本のカルチャーハンター気はさらに昨年からも高まって、これは大変喜ばしいことですが、その果実が現場の個々のクリエーター やスタッフになかなか届かないという課題が変わらず存在しています。昨年は、それについて国際的な契約条件ということを申し上げました。人材や交渉力の強化は、梅澤さんがおっしゃったビジネスプロデューサーの資質としても今後も注力を続けていただく必要があろうと思います。

その上で、今回は38ページの海賊版のお話をさせていただきます。直近のABJの調査で、漫画だけで海賊版に対する世界からの視聴時間は実に年7億時間に達するという驚異的な

報告がされています。国内は対策を動員して相當に抑え込んでまいりましたけれども、今は80%以上が翻訳版の海賊版、つまり海外からのアクセスも相當に増えています。そして、これらは身元を隠して特定国から配信されているという意味で、あらゆるサイバー犯罪に共通する難しさを持っています。よって、ゲートキーパーを特定して、抑えられる箇所で抑える。こうした対策のネットワークが何より重要であろうと思います。

その上で、これまで3つがポイントになると申し上げてきました。1番目はCDN、Contents Delivery Networkです。これは海外のそうした対策の難しい国にある貧弱なサーバーからの配信を強力に増幅する中継サーバーです。これなくては成立しない海賊版サイトは恐らく相当多いのです。しかも、海賊版サイトの73%までは、ある特定のCDN事業者に集中しています。クラウドフレアという会社です。なぜならば、この会社は身元確認を行わず、かつ海賊版であるという合理的な通知を行っても、それを無視して大規模配信を続けるからです。

一昨日、4年間の努力が実りまして、世界でほぼ初めて、このクラウドフレアが通知を無視して配信を続けることに対する著作権侵害による賠償責任を東京地裁が認めました。4作品2サイトのみを選別して、なおかつ36億円という損害の認定でした。これは金銭が決して目的ではありませんので、この抑止力によって、他のCDNのように、信頼できる通知を受けたら大規模な配信を停止してもらう。ここに向けて、控訴されるでしょうから、控訴審でさらに努力を続けたいと思います。この点は、民間が頑張ったと私は思います。

それに対して、2番目と3番目のポイントは、犯人の現地摘発と、そして、ドメインです。ここはぜひ政府にも大きな力を尽くしていただきたい部分です。

まず、現地摘発ですが、多くの身元の情報を提供しても特定国、例えばベトナムでは4年にわたって、いまだに刑事摘発が1件も実行されないといった課題があります。この点、インターポールのサイバー犯罪部門は、これは著名な話ですけれども、立ち上げたのは日本人です。大変に先進的なことでした。それにもかかわらずコンテンツ立国を標榜しておきながら、現在、インターポールの海賊版部門に日本の常駐担当者はおりません。先日の文化庁主催による国際シンポジウムで、インターポールの対策官自らから日本からも担当者を出してくれという要請を受けましたが、これはぜひ応えるべきではないかと私は思います。

最後に、ドメインです。これは生命線だと思います。なぜなら、現在、ドメインネームを、対策を逃れるためにどんどん週単位で切り替えるという「ドメインホッピング」が常態化しているからです。そして、これについてだけは明確なゲートキーパーがいます。サイトの運営者の身元を確認できるレジストリ・レジストラがいて、しかも彼らの団体であるICANNという世界組織が存在しています。先日、この本拠地の総会に出版社の皆さんと一緒に乗り込んでまいりましたが、ICANNや一部レジストラは各ドメインのその先で行われる違法行為は自分たちの仕事ではないという従来の立場をなかなか覆そうとしません。今回、初めてCEOから前向きな回答を引き出すことができましたが、恐らくこのまま放置して

いると、またなったことになってしまいます。ここは全力で継続しないと恐らく何も動かず、今後、サイバー犯罪に対して社会は打つ手がないということになりかねないと思いますので、ぜひ政府もさらなる注力をお願いいたしたいと思います。

この関連で、現地で日本は大丈夫ですかと言われたことが1点あります。それは、このICANNは、つまり、新しいトップレベルドメイン、「.com」のようなTLDをつくって、それを卸して商売にしていらっしゃるわけですが、来期、新gTLDというものを発行することが予定されています。これは初めてWeb2とWeb3にまたがるドメインになるとされており、今後、強力にインターネットのサイバーセキュリティーにもビジネスにも影響しそうな存在ですが、その一環として「.anime」、そして、「.manga」という2つの新しいTop-level Domainが発行される予想だそうです。

そして、これに対しては、現在、海外のドメイン事業者が中心で入手すると言って手を挙げている状態です。これは公開オークションで落札が決まるわけですが、国内の動きはほぼないですね。このまま、「.anime」「.manga」の国外流出を許すとするならそれでもコンテンツ戦略かと私には思えますし、それが非常に身元確認の緩いレジストリの手に渡る可能性もありますけれども、その場合、海賊版に使われると新しい海賊版のメッカが生まれます。これについては注意喚起を申し上げ、官民が検討すべき問題だと思います。

最後に、2つ目のポツで、デジタルアーカイブについても重要なものですので、戦略懇談会の議論だけでなく、親会での議論もと申し上げようと思っておりましたが、時間が尽きたように思います。

私からは以上です。

○渡部座長 どうも、貴重な御意見ありがとうございます。

波多野委員、オンラインで手を挙げていただいています。どうぞ。

○波多野委員 私は大学の立場から、そして、CSTIでは今、基本計画に向けて重要技術領域を設定して、来週、基本専調で議論するという予定になっております。その観点から知財、無形資産の重要性をさらに強調するとともに、そして、DX・AI時代の知の再定義というものが必要だと感じています。

最初に梅澤委員がおっしゃったように、企業の無形資産の認識の向上は、基本計画にも主張しなければならないことだと私も感じています。CEOが無形資産の認識を向上することによってAIの活用も加速しますし、何よりも大学・アカデミアの知のアセットの価値が向上すると考えます。そして産学連携やスタートアップの理解が進むのではないかと期待します。

一方で知、特に特許の再定義が必要であると感じていますのは、以前から何度も申し上げていますが、AIは単に研究支援のツールから、未踏領域の開拓をして知の創出を促す、知のエージェントに進化しつつあるというのは現場にいても感じていますし、それを使って論文や多数の、例えばAIから物質を創出して特許にするということが実際に起こっていると認識しています。それはこうした変化の中で、やはり大学とか研究機関というものは

AI研究の中核を担うというよりも、AIの共生に向けた未来の知について考えていくこと、さらにAIとAI時代の知財というところの人材育成も非常にミッションだと考えています。

今度、2025年ではWIP0のグローバルイノベーション指数トップ要因というところのKPIも設定されましたので、やはりこれの積極的な周知と支援が必要ですので、この次の知財戦略はこの観点も含めて、大学の知も含めて、議論していければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、中村委員、お願いします。

○中村委員 AIとクールジャパンとコンテンツについてコメントします。

まず、9ページ目のAIなのですけれども、デジタル敗戦は、デジタルの開発の敗戦でなくて、利用の敗戦を示す言葉で、AIについても日本が目指すべきは、AIの開発大国よりも利用大国なのですけれども、利活用が進んでいないということで、AI敗戦を迎えるのであります。これはAIリテラシーやリスク回避といった経営者のマインドの問題が大きいと思うのです。

ここで9ページの上段に「『AIを使わない』ことが最大のリスク」と書いてあります、ここは太字で下線を引いたほうがいいのではないかという感じがいたしております。この状況を転じるには、税・財政措置で誘導するよりも、こういうメッセージを経営層に届けるほうがよくて、政策としてはアナウンスやプロモーションを強化するのがいいと考えます。先ほど梅澤さんがおっしゃったようなCEOアジェンダに加えていただきたいと思います。

それから、クールジャパンです。コンテンツを起点とする戦略としているのですけれども、聖地巡礼のような地域の戦術に集中していまして、一方でファンションやビューティーの付加価値向上というのも掲げているのですけれども、ここにコンテンツとの連動戦略が欲しいところです。

韓国のKOCCA、韓国コンテンツ振興院は、コンテンツと家電、車などの他産業とのマッチングで世界展開をするという戦略を推進して成功しました。これに倣うのであれば、コンテンツとファンション、あるいは食といったものとの連携策がクールジャパンの中心であっていいのではないかなど感じます。

そして、コンテンツについて3点申し上げます。まず、コンテンツの海外売上の拡大は、この10年余りの政策の成果であって、評価すべきだと思います。それで、その市場をさらに3倍以上にするという高い目標を掲げているのであって、総合的な対策を継続する必要があります。

一方で、中国では「クレヨンしんちゃん」と「はたらく細胞」の上映が中止されるといいます。これは政治に簡単に左右される脆弱な分野でもあるということです。これを念頭に置きつつ、産業でもあるとともに文化でもあるということを踏まえて、政治的に難しいことがあっても、だからこそ、文化交流のプライオリティーを上げるというスタンスで臨

みたいところです。

それから、対策の一つである人材については、コンテンツをつくる、制作する人材に関しては教育機関が充実してきました。これも政策の成果と言っていいと思いますが、今、不足しているのは海外ビジネスを展開するマネジメント人材でありまして、つくる人だけではなくて、売る人の対応が手薄です。

コンテンツビジネスの専門人材を育成するビジネススクールというのも乏しいです。今、私はアメリカのエンタメMBAを誘致するという活動を進めているのですけれども、こうした取組を国内に面向けてやるのではないかと感じます。

それから、3つ目、海賊版です。クラウドフレアに対する損害賠償判決、福井先生、お疲れさまでございます。

海賊版は総合対策をしいていて、法律の整備をはじめ、対応は進んでいるのですけれども、結局、刑事・民事で責任を問うのが効果的と私も考えます。これは今後、AIにも影響を及ぼすのではないかと思います。村松委員の意見の中にもあることと関連するのですが、日本はAIの学習をフリーに近づけたという結果、今、規制論も聞かれるのですけれども、まだ学習フリーによる開発促進というメリットを生かし切れていないと思います。

問題は、生成AIで権利侵害コンテンツが爆発的に生まれてくるということで、それへの対応をプラットフォーマーやAI事業者にも問わざるを得ない。これに対して、要請というだけでは効果が薄いです。刑事・民事での対応を、だからといって、個別企業が下していくというのもしんどいですから、その後押しが必要になってくると思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、田路委員、お願ひいたします。

○田路委員 私からも1.の知財・無形資産への投資促進による価値創造のことについて、3つほど意見を言わせていただきます。

まず、去年の推進計画2025において、68ページだったのですけれども、スタートアップ支援の現状と課題というところで割とこだわってずっと意見を言ったのが、まさにこの知財戦略支援人材の不足に対して、当時、私が言っていたのがCIP0というような、この物流市場にできたCL0になぞらえて、こういった専門人材というものをしっかりと置くことであるとか、あと、知財を含む非財務資本の価値というものを明らかにしていくということを入れていただいて、その中で継続議論をしていくようになっているのが、知的財産経営を理解する、あるいは実践する経営人材の育成、それから、専門家人材の流動性の向上、あと、先ほど申し上げた非財務資本の価値評価の実践。こういった包括支援パッケージのさらなる検討をしていきましょうという項目をぜひ今期にも持ち越して、しっかりと議論していただきたいというものがまず1点目であります。

それで、何人の委員からも出ている無形資産の割合向上というところで少し私が気になるポイントとしては、無形資産の中に知的財産権というものが含まれていると思うのです

けれども、この知的財産推進計画の中でやはり知的財産権を中心に無形資産を語るときに、なかなか知的財産権をいわゆるバランスシートへ無形資産として計上するものの不自由さというものがずっと昔から言われているところで、なかなか無形資産に知財を計上するにはいろいろな制約があるという理解をしています。私は会計の専門家ではないのですけれども、例えば自分で取得している特許はそのまま計上できないであるとか、買収してきた特許とか、そういったものに限定される、あるいはIFRSの基準とかにしっかりと対応していないと開発自体がそのまま計上できないだったりとか、こういった幾つかの会計上の制約というものを取り除く方法を見つけていかないと、この知的財産を中心とした無形資産の割合向上に寄与しないのではないかという問題意識を持っています。

最後が、この知財戦略というところで、実は最近、特定重要物資という定義があるのですけれども、これは安定的な供給が滞ると社会経済への影響が大きい。そういうものを特定重要物資と位置づけて、経済安全保障推進法の中で決められていくというものがあるのですけれども、その中にドローンが位置づけられるということがどうやら決まりそうです。私自身のドメインがそうだから特に注目しているのですけれども、やはり今期の推進計画の中では、私は知財戦略と経済安全保障というものを結びつけた議論をぜひやるべきだと思っていて、もはや知財というものはやはり国際標準戦略上、非常に重要な領域になっていると思っていますので、さっき申し上げたような経済安全保障における特定重要物資の定義であったりとか国際標準戦略であったりとか、あるいは技術霸権戦略といったものはすべからく知財クラスターというものと結びつけて議論していくべきだし、ここをしっかりとコアに据えていかないと、なかなか日本が世界で勝ち続けるといいますか、勝っていくことは難しいのではないかという問題意識なので、ぜひ知財を単なる経営資源というものを超えて、国家の技術試験であったりとか、あるいは供給網のサプライチェーンの強靭化であったり、国際競争力の源泉であるという位置づけにして、しっかりと経済安全保障と結びつけた議論を今年の推進計画に盛り込んでいただきたいというのが私からの意見であり、願いです。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員 私も戦略に関する大枠のところと、クールジャパンについてコメントさせていただければと思います。

本事務局の活発な活動によって、知財が社会の中で少し気になる存在になってきている現状はあるものの、コーポレートガバナンス・コードの観点からダイバーシティーやサステナビリティーには対応が重視され、知財のところはあともう一歩という現状があります。何がボトルネックになっているのかを考えていると、この間も医療業界のスタートアップの話を伺っていたときに、医師の間でも、研究をしながら知財にしていかないとということが出ると、若い研究者の方は割と対応姿勢である中、権威あるベテランの先生方が

知財を研究と同時に進めることに懸念を示す方もいると聞きました。知財戦略によって、目指す姿や、そもそものパーサスを、整理して改めて、いま一度、社会共通の概念にしていくことに力を入れることができればと思います。

また、今、知財で利益を得られていないとの感覚もあるのに、知財価値と言っている割には、M&Aの際の買収価格、のれんに響いてくるにもかかわらず、事業の中で明確にさせていない面もあるかと思います。これを常に明確にして、企業の中で実感していくことが大切と考えます。

2つ目は、地域に関してですが、地元の企業は研究課題に関してやはり地元の大学、国公立大学等によく声をかけていろいろなことを聞くと承知しています。先日、三重県伊勢市で大きな庄屋だったところの蔵からいろいろなものが出てきました。文献はじめ歴史的なものの内容を地元の大学の先生に見てもらい、後世に残しながらそこで何かをやっていきましょうとなりました。次に、蔵を原型を大切にしながら改装しましょうとか、これを機に歴史街並みのまちづくりしましょうというところに地元の若い建築家なども入って、それは観光の新しいコンテンツになるところもありますし、文献からまた新たに日本文化の研究というところにも発展します。例えばこれが地元の企業や方々と個々の先生の間で止まっていて、大学の経営層のほうにまで届かないケースがあると感じます。

大学知財の発展には経営層の関与が重要です。経営層に話が入ってくるのは、海外の研究者の方からの問い合わせがあるケースなどです。研究室単位で、大学の中の知財というものがどうしても情報が外に出ていないという現状もあるのかと思います。大学は研究と知財をセットにして、エビデンスも明らかにしながら、唯一無二の特色として、大学の価値向上になる特色を出し、その特色を知財とセットでアピールしていけば、かなり説得力も高まると感じます。大学知財のガバナンスコードも前回お示しいただいていますけれども、さらに強化されるといいかなと思っています。

また、クールジャパンにおいて、一つは今回、化粧品、ファッショニに注力されるということで、ここは本当に可能性が大きいところですので、良いことだと思っています。ヨーロッパのもの、韓国の中のもの、中国の人気のものが日本でもありますけれども、日本の商品は、日本式のマーケットのブランドストーリーをしっかりと構築して、日本の商品ならではの発信の仕方に注力できたらと思います。もっと価値高く売れるものが点在しているところもありますので、サプライチェーン全体でとか、地元の素材を使って化粧品やファッショニというものをつくっているところが、連携したうえで、そこを一連にしてプロモートしていくことができればと思います。

もう一つは、やはり人材に関わりますけれども、プラットフォームは形成されている上で、横連携がまだ少し足りないかと思います。活動している人たちがより深く、広くつながれるような仕掛けを、強化していくことができればと思います。また、観光において富裕層向けの付加価値の高い商品、日本の材料を考えていると、多様な方をさらに巻き込んでいきたいところです。例えば外資系企業のエグゼクティブで諸外国から日本で勤務され

ている方のパートナーが日本人という方々もお見えで、経済界の中でも文化交流もできて人的交流もできているというところもありますのでクールジャパンの枠組みにもぜひ協力をしてもらえたと願います。これまで留学生、クリエーターの方がどんどん入ってもらいたい広がっていますので、ネットワークの拡大を図りたいと思います。

よろしくお願ひします。

○渡部座長 ありがとうございました。

本田委員、お願ひします。

○本田委員 今年度議論すべき論点をおまとめいただきましてありがとうございます。私も1点目の知財・無形資産への投資促進というところでおまとめいただいているところ、大変感謝しております。

大学の知財の価値化というようなところで日々、活動を進めている中で、やはり产学連携推進のボトルネックになっているというようなところは無形資産に対する適切な価値評価がなされていないというように感じております。そもそも、やはり知財の価値が評価されないと大学の知的財産というものを流通させるといったときに、その価値評価がなされないことによって導出が進まないという理由もあろうかとは思います。

いつも言われるのは、米国と日本の知財の収益の比較といったところもありますけれども、背景にはこういう価値評価というものが日本では低いというようなところもあろうかとは思いますので、ぜひ今回、こうした1点目の知財価値評価をこの場で議論させていただけたというのはありがたく存じます。やはりそこが適切に行われていきますと产学連携の景色も変わってくるのではないかと思っておりますし、実際、今、日本の中ではスタートアップ環境というものは随分改善されて、多くのスタートアップが出てきておりますので、スタートアップの出口戦略の一つであるM&A等のお話においても適切にスタートアップの価値を評価して、大企業さんに導出が進む環境になればよいと思っております。こうした視点からいい発信ができればいいと思っております。

あと、2点目、知財投資戦略という点ですけれども、大学にいますと多くのベンチャーキャピタルさんとお会いするということがございます。日本の中のベンチャーキャピタルさんもありますし、米国のVCとも接点があります。やはり日本とアメリカの違いみたいな視点でいきますと、例えば大きな創薬ベンチャーみたいな開発資金が、すごく大きな資金が必要になるというようなケースですと、そもそものスタートアップを立ち上げるタイミングからベンチャーキャピタルが複数連携して投資するというようなことがアメリカでは行われているようです。一方で、日本では1社で投資して、だんだんスケールアップしていくに当たって大きな資金が必要になる。そういうときによくVC間の連携が始まるというような流れになっているのですけれども、そのタイミングで複数連携しましょうといつても、なかなか連携が進まないこともあります。こうした背景もあって、アメリカでは最初から連携するというような戦略で、きちんと一つのスタートアップを推進して成長させていくというようなことが行われていると聞いております。

そういう観点でいきますと、この書類の中で、スタートアップではないのですけれども、日本の中でももっと連携によって高い目標を達成するということを行っていかなければいけないのではないかと思います。例えば国際標準戦略の中でも個社という言葉があるのですけれども、本当に個社に頼るのがいいのか。やはりきちんと連携して、大きな目標を達成するということをしたほうがいいのか。例えば日本のコンテンツに関して、それぞれ配信するという形ではなくて、連携によって大きなマーケットをつくっていくという必要性もあるのではないかということを考えておりますので、この中でもう少しうまく連携によって知財・無形資産の投資戦略みたいなことが進むことも検討いただければと考えております。

あと、最後に、意匠に関してですが、意匠はこれまで保護対象に関して改正が度々行われています。こ、一方で海外はどうなのか。そういう海外で同じような、いろいろな製品、画像表示が出てくるというような観点でそれほど改正しているのかと疑問を感じております。そういう観点でグローバルに、日本の意匠登録出願というものがグローバル展開するみたいなときに、やはり他国との制度の違いがネックになって、例えば日本の意匠登録出願が少ないみたいなことがあるのであればちゃんと、せっかく改正といった言葉も挙がっておりますので、そういう観点での見直しみたいなことも検討いただいたほうがいいのかなとは思いました。

私から以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、松山委員、お願いします。

○松山委員 多岐にわたる論点を、いつもながら、きれいに整理していただきましてありがとうございます。私のほうからは2. のAI・デジタル時代の知的財産制度の構築という点についてコメントさせていただきます。

AIに関する部分は、本当にいろいろな官公庁でいろいろ検討もされているところでして、特許庁などのほうでも議論がされているところだと思います。AIを使った発明などになると、AIの開発者さんなどもいらっしゃるので、関与の程度によっては、発明者が誰かという点など、新しい論点と思われる点も出てきており、理解の整理も含めて、AI時代に即した議論を引き続き行うべきかなと思っているところです。この資料にも記載されているとおり、ネットワーク関連発明の話などもあり、最高裁が出たことなども踏まえて、議論を行っているところではありますけれども、いずれにしろ、そういう時代の変化に伴い生じる問題点については、対応の要否も含めて議論が必要かなと思っているところです。

資料の2. の14ページのところで気になったといいますか、AIの話では必ずしもないようなのですけれども、知財訴訟の件数が減っているというお話のところで、この審決取消訴訟が減っているのは多分、無効審判に代わりうる制度として異議制度ができたこともあり、無効審判の数が減ってきており、異議制度は審決取消訴訟を起こせないので、これに伴い減っている部分もあるのだろうなと思うのですけれども、特許訴訟の件数が減ってい

るというのは、減ってきたねという話はよく出てきているところでして、この点につき、どのような原因が考えられるかと資料に書いてありますて、そこに明確な答えをもつていいわけではないのですけれども、日本での特許の利活用ができていない方向での減少だとそれは問題だなと思っております。水面下でうまくライセンスができているとか、訴訟以外の調停などの活用が進んでいるということであれば、必ずしも利活用ができていないわけではないのかもしれませんのですけれども、単に訴訟の件数が減っているというのはどんな原因なのかなと思っております。

この点、よく特許法の制度の話になると、他国みたいに懲罰的な賠償請求が日本はできないので、やはり魅力的ではないのではないかという話がよく出てきて、懲罰的ではないにしろ、もう少し高額になるよう、損害賠償の改正をしようという話になりがちなのですけれども、そこ自体は何度か改正もされていて、実際に最近では200億円を超すような損害賠償請求が認められたりと、それなりにインパクトのある金額の訴訟も出てきているので、そこではないのだろうなと思っているところで、何か分析ができないのかなと思っております。技術分野ごとの訴訟件数の割合であったりとか、何か傾向が見えないのかとか、調べられたりしないのかなと個人的には思っているところです。

あと、企業の方にアンケートとかも取れないのか。利活用をどう考えているかといった、訴訟をどう考えているかだけを聞くわけではなく、その原因はやはり、今までの話の中にもあったような、経営戦略の中に知財の人が入っていないということが原因で、うまく知財を活用できていないところもあったりするのかなというところがあるので、その辺の分析が進むような、アンケートであったり、既に出ている統計データの分析であったりをして、何か原因がいろいろ分かってくると対応もまた道筋が見えてくるのかなと思っております。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、杉村委員、お願いします。

○杉村委員 太田参事官におかれましては、御丁寧な御説明、誠にありがとうございます。私からは、まず、国際標準戦略について意見を申し述べさせていただきます。

先ほど御説明いただきましたように、2025年6月に新たな国際標準戦略が決定されました、日本における半導体・素材等の重要領域、そして、量子・情報通信等の戦略領域が選定されました。特にテクノロジーの分野においては、国際標準化戦略と標準必須特許とは両者が非常に密接な関係があります。したがいまして、国際標準化活動を推進するに当たりましては、戦略的に、そして、適切なタイミングで標準必須特許の取得ができるような仕組みづくり、例えば審査等の仕組みづくりについても今後は検討が必要でないかと思っております。また、重要領域、そして、戦略領域においては、私の勉強不足かもしれませんけれども、他国におきまして、どのような標準を取得しているのか、また、標準必須特許がどのような数・分布になっているのかというようなマッピングをしていただいて見え

る化していただき、そして、日本がどの重要分野、戦略領域に注力していくかを検討することでまた新たな戦略が立てられるのではないかと思っております。

また、国際標準戦略が国家戦略の一つとして決定されましたので、コーポレートガバナンス・コードにおきまして、4ページに簡略化・スリム化ということが検討されているようでございますが、ぜひコーポレートガバナンス・コードにおきましては、知財・無形資産、そして、標準というポイントを明確に明記していただき、経営戦略に組み込んで、官民一体となって国家戦略である国際標準活動を推進していくべきだと考えておりますので、この知財・無形資産・標準がスリム化の対象にならないことを強く希望いたします。

11ページ、13ページの特許法・意匠法の改正等の検討の論点は適切であると思っておりまして、特許制度小委員会、意匠制度小委員会等で議論されているところでございますが、若干、環境の変化のスピードと議論のスピードについては開きがあるように思えます。したがいまして、内外知財関係者に実質的なインパクトや影響を与えるにはまだ至っていないと思いますし、日本国内におきましても特許・意匠実務の盛り上がりに寄与することにも至っていないのではないかと思っております。12ページ、13ページのネットワーク関連発明等につきましては、これまで議論してきたと思いますので、報告書等の形で速やかに公表していただくことがよいのではないかと思っているところでございます。

それから、11ページについてです。このテーマについても特許制度小委員会で検討をしているところですが、この場でも意見を申し述べさせていただきたいと思っております。ここでの資料では、発明者については関与の程度ということでパーセンテージで示されておりますが、発明者については多くの判例が出ておりまして、発明者についての考え方を確立しております。したがいまして、人の関与をパーセンテージで示すのではなくて、これまでの判例の発明者の確立している考え方についても考えていくべきではないかと思っております。したがいまして、ファインチューニングをした人であったとしても、プロンプトを具体的に入れた人であったとしても、これまでの判決で確定している発明者の考え方を該当すれば、発明者から除外する必要はないと考えているところでございます。

発明該当性につきましては、AIによる発明かどうか、審査実務上、実際には分かりませんので、29条1項柱書に該当するかどうかということを仮に審査すると審査の遅延が起こります。したがいまして、現在、安定的に適用されている審査実務を考慮いたしますと、引用適格性についても関係しますが、発明該当性及び引用適格性は認めて、先ほど申し上げました発明者該当性のところで何らかの判断をしていくのがよいのではないかと考えているところでございます。

それから、14ページの特許権侵害訴訟の減少傾向でございます。実務家として感じているところを申し上げますと、近年のアジア全体のビジネス市場、そして、関連特許権侵害紛争市場における日本のビジネス市場及び関連特許権侵害紛争市場の地位の相対的な低下を反映したものだと思います。これに関してはなかなか特効薬というものは思いつきませんが、中長期的に考えますと、海外企業の研究拠点を日本に呼び込んでいくことが

将来的に特許出願が増えて、その結果侵害訴訟の数の増加にもつながるのではないかと考えております。

また、審決取消訴訟の現状でございます。実務家として感じているところは、分割出願を多く利用していることも一因ではないかと思っております。査定系のものにつきましては、審決取消訴訟はしないで、分割出願のほうで特許化を図っていくというようなことが多くあります。

それから、調停につきましては、私のほうにも外国のグローバル企業から日本の調停制度、すなわち、日本の裁判所で調停している制度について興味があるという問い合わせがあります。訴訟よりも日本の裁判所での調停を利用したいということで裁判所での調停制度の仕組みについて教えてほしいとの問い合わせが海外企業から出てきているところでございます。

それから、ファッショングローバルについての御説明もございました。韓国におきましてはファッショングローバルの意匠については無審査ということです。無審査にすることで意匠登録出願の件数が上がったと韓国特許庁から聞いております。ファッショングローバル関係の「物」は、寿命が短いということで、無審査とすることで多くの出願につながった韓国の現状も踏まえて、今後、意匠出願件数を増やして、利用しやすくするために、どのような制度にしていくかということを検討していくことも必要ではないかと思っております。

最後になりますけれども、コンテンツ産業につきましては、ものづくり産業と同様に、日本の基幹産業と位置づけて強力に支援していく必要があります。34ページ、そして、36ページに税制のことについて言及がありますが、ものづくり産業が利用可能な研究開発税制やイノベーション拠点税制と同様な税制、もしくは類似の税制をコンテンツ産業にも利用可能とすべきようにしていくことを検討していくというのが重要ではないかと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

オンラインで御出席の黒橋委員、お願いいいたします。

○黒橋委員 AI関連を中心に、4点ほど簡潔に申し上げたいと思います。

まず、データのAI学習については、今のところ、日本も非常にAI学習のしやすい法律になっておりますけれども、これをもう少しめり張りのある形で整理していくことが重要かと思います。既に御指摘のあった海賊版の対策等、クリエーターの保護というものはもちろん重要なわけですけれども、著作者・クリエーターが自分の作品をAIに活用させるということをどの程度、どういう条件で、どういう目的のために活用させるかということをもう少し宣言することができて、それに基づいて自動的にコンテンツを集めて学習するとか、そういうことができるような枠組みが必要ではないかと思います。特に、目的で限定する場合もあると思います。例えば今後、AIで教育というものは本当に非常に重要になってくると思いますけれども、そのときに教育的な、公的な目的のためには自分の著作物は使っ

てもよいということが宣言できることが必要かと思います。

加えて、もちろん、公的なデータとか学術的なデータをライセンス整備すること、機械可読な形にして、再利用の形にして、AI学習に使わせる。これは非常に重要なと思いますし、また、公的資金でデジタル化されたような文化資産的なデータについても、二次利用の条件を明確化して、ソブリンモデルといいますか、日本のことときちんと分かったモデルの学習に活用するということは重要なと思います。

2点目は、AIの活用がなかなか日本で進んでいないという点ですけれども、これは例えば省庁ですとか、そういうところでの活用もどんどん進めていく方向かと思いますけれども、例えば特許の審査などにおきましても、ディープリサーチというような機能も含めて、審査の予備審査といいますか、審査のための資料をつくるという意味ではかなりの程度、活用できる世界に来ていると思いますので、これもできればセキュアな、しっかりした国のモデルをつくって、そういうところに活用していくということは早く進める必要があるのではないかと思います。

3点目、AIの進展に関係しまして、資料にもいろいろ議論がありましたけれども、文化的といいますか、文脈を考えたような翻訳をきちんとするとということがありましたけれども、でも、これは逆に、AIでかなり自動化できる世界になってきておりまして、むしろ、今、プロの翻訳者が仕事が減ってきてているというような傾向もあります。しかし、もう一步踏み込みますと、やはり文化ファシリテーターといいますか、文化コミュニケーターといいますか、日本のいろいろなコンテンツを海外に出していく上で、翻訳を超えたレベルのものをいろいろ考えていくべきこともあると思うのですけれども、そういうところに例えば翻訳者が取り組んでいくようなことを少しサポートするような仕組みがあっても面白いのではないかと思いました。

最後は、AIには特に限らないのですけれども、昨年度、何度か申し上げたかもしれません、例えば今回の資料でも、韓国ですとかドイツですとか、そういうベンチマーク、リファレンスとなる国との間の議論をするときに、様々な特徴量といいますか、国の間でどういう特徴があるか、制度があるかということをもう少し定量化して、データドリブンな分析をした上で議論を進めることができれば、より具体的な方策・対策が見えてくるのではないかという気がいたします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、最後、林委員、どうぞ。

○林委員 事務局におかれましては、今回の周到な論点整理を御準備いただきましてありがとうございます。私からは3点申し上げたいと思います。

最初に、福井先生から先ほど御紹介のあった11月19日東京地裁判決はまさに待ちに待った画期的な判決でございますので再言させていただきます。日本の出版4社が原告となって、海賊版サイトの媒介行為をしている媒介者、CDNである被告、クラウドフレア社に対し

て著作権侵害訴訟を提訴した件で、このほど東京地方裁判所が極めて明確に媒介者の責任を認めて、請求満額の損害賠償を認めたという画期的な判決でございまして、知財分野の法曹の末席の一人として改めて関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

論理的には、この媒介者の責任は、侵害通知を受けながら放置した媒介者の責任というものは、法理論的には当然のことなのですが、これまでの知財の判決例、商標権でも認められておりましたが、海賊版サイトについては件4年かけて判決で明確に認められたものです。このように、合理的な侵害通知を受けながら侵害状態の場を維持し続けている媒介者には相応の責任を負わせることは侵害の抑止力として非常に重要だと思います。したがって、こういう形の媒介者の責任を著作権法の明文で確認的に定めることも有益ではないかと考えております。

2点目は、論点4. のクールジャパンです。いろいろな視点で進めていかなければいけないということで多分、20年ぐらい、ずっとクールジャパン施策を進めているような気がします。今回の訪日外国人旅行客の地方周遊の視点でコンテンツ地方創生拠点を2025年度中に約20か所選定するという施策を進める上では、地方での受入環境整備として二次交通の確保が非常に重要だと思います。地方では人口減少が進む中、経営が成り立たず鉄道・バスの廃線や減便が物すごいスピードで進んでいまして、特に観光で外国の方が行きたいと思うような日本の地方のエリアは人口が5万人以下とか3万人以下も多く、そういう地域の交通空白は非常に深刻になっております。

ましてや、今年は熊のおかげで犬の散歩にも行けない、今まで歩いて通学できた子供も、お母さんがみんな1人1台で自家用車で送って行かなければいけないとか、町なかの飲食店もお客様が減っていますというような状況です。国土交通省が交通空白本部をおつくりになって様々な対策を検討されているところですが、今回、このコンテンツ地方創生拠点を設けるに当たっては、二次交通の確保のために、国交省の交通空白本部と連携して、各自治体において、道路運送法で認められている各種形態のサービスの担い手を確保していくために柔軟な運用が可能となるような施策を、講じていっていただくことが必要ではないかと思います。

最後に、3点目は、論点2. のAIについてです。今後、AI本部の下でAI基本計画や、また、この構想委員会の中でかねて設けられているAI時代の知的財産権検討会で指針などを検討されて議論が進むと思うのですが、私の思うところを述べさせていただければと思います。

御案内のように、生成AIの技術の進歩は非常に速く、AI制度の将来像もかつてないほど不確実と言われています。日本での利用状況についても、今回のペーパーでは、非常に他国より低いと言われているのですが、ただ、昨年の2024年12月時点と比較して、今年の2025年7月時点ではかなり利用状況が上がっているということがNIRA総合研究開発機構の第3回デジタル経済社会に関する就業者実態調査速報で発表されています。したがいまして、この報告書を出す頃にはまたどうなっているか分からぬところでもあります。また、将

来像についても、御案内のように、欧州のAI法についてはアメリカから、第二次トランプ政権において大統領も副大統領も欧州議会に対して様々な意見を表明している中、一昨日、欧州委員会が11月19日にAI規制の緩和案を発表されて、高リスクに関する施行は最大16か月延期するということを発表されております。そういう中で我が国として、これから出す指針をどういうものにしていくかというのは本当に難しいところで、検討会の先生方は本当に大変だなと思っております。

私の視点としては、今年6月に公正取引委員会がAI実態調査報告書を発表されておられまして、日本社会における生成AI関連サービスの提供者の市場構造を見ると、サービス提供者があらゆるレイヤーにおいて専ら外国企業で占められているという現状が明らかにされております。また、それら外国企業間でのパートナーシップも進んでいるという中で、今後、我が国がEU的な精緻な規制や規範をハードにしてもソフトにしても策定したとしても多分、それを真面目に守るのはもともと慎重な日本企業だけかもしれないということを危惧しております。他方、IPAの最近の報告書でも、日本人はAIに対する深い理解はないが、楽観的に捉えているというアンケート結果があります。そういう日本社会において、よく分からぬうちに生成AIの利用が個人及び企業の間で普及し始めているという現状があります。

利用者目線で考えますと、サービス利用の大宗を占めているOpenAIのChatGPTとか、GoogleのGeminiとか、MicrosoftのCopilotなどでは、無料の生成AIの利用規約も、有料の生成AIの利用規約でも、正文はいわゆるIT約款特有の表現で書かれた英語であります、日本語は参考訳なのですよ。FAQも出されているのですけれども、機械翻訳なのかなと思うような日本語で、一般の方がどこまで利用規約を理解して使っていらっしゃるのかは非常に不安なところでもあります。特に利用規約において、無料版や個人プランでは入力データがAIの学習に利用されることがあるのかどうか。また、法人向けのプランでもデフォルトで学習利用がオフになっているのかどうか。個人プランでも設定によってはオプトアウトが可能なのか。そういうことをよく読めば書いてはあるのです。ただ、それを本当に理解した上で使っていらっしゃるかは疑問です。

会社で導入する場合には、いろいろな安全弁の制度や利用規約などをつくりになると 思いますけれども、会社以外で個人で社員さんが使ってしまっている場合に、リスクをよく分かっていないくて、入れてはいけない営業秘密情報などのデータを入れている可能性もあるかもしれません。そういうことについて、やはり消費者保護的な観点から、今、言ったような利用者の入力データがAIの学習に利用されることがあるのかないのか。また、簡単に利用されない設定にできるのか。利用者が入力したデータが第三者への出力に含まれる可能性があるのかないのか。簡単に出力に含まれないような設定にできるか。これを分かりやすい日本語で利用者に対して説明、表示すること。また、相談窓口の整備というものは最低限の消費者保護として必要ではないかと思います。したがって、まずはこうした観点での利用者のための手引の整備をサービス事業者に義務づけることが急務ではない

かなと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○渡部座長 ありがとうございました。

これで皆さん、御発言を1回はしていただいたかと思います。ありがとうございました。

御発言を伺って、何点か、私のほうもコメントさせていただければと思います。全体的に今日は無形資産関係、無形資産に対する投資、活用、それから、評価についての問題意識というものが多かったかと思います。特に中小企業が問題とか、いや、それでも大企業も課題があるのだというような話もございました。

あと、田路委員から、自己創設された知財の話で、バランスシートに乗せるのが難しいという話がありました。これは国際会計基準上、そこを認められていないというものがあって、なかなか難しいのですけれども、一方で企業が、これは自分の知財が活用されているということを認識して、それがきちんと統合報告書等で開示がされれば、それは評価には効果があるわけですけれども、最近聞いた話でも、日本の企業は物と知財があって、物に全部、取引を化体させてしまうという、だから、本当は商標とか著作権とかでも全部、物にして、物の代金として取引をしているという傾向が非常に日本の場合は強いことがわかっています。昔、自分でもやったことがあるので、物と知財ライセンスは別ですというと、怒られるという慣行があるのです。

だけれども、これは実は無形資産価値の話と関係していて、そこを分離してちゃんと認識するかどうかで、それは対外的にも公表するときに、それは知財の貢献で、これだけ事業に貢献しているということができるのだと思うのですが、この話は、実は海外との取引で言うと関税にも関係します。今、関税が話題になっておりますけれども、関税は物にしかかからないですね。製造技術とかの特許だとものと分離はできませんけれども、著作権とか商標などは基本は分離していれば、そこは関税の対象にならない。逆に言うと、今までの日本の取引のやり方をそのまま海外でやると損してしまいます。不要な部分に関税がかかってしまう。これはちょうど、そういうこともあって、先ほどCEOの方になかなか認識されないみたいなこともあるのですけれども、今まで損していますみたいな話ができると少し違うのかなと感じております。

もう一つ、これは特に観光産業とか、地域の担い手のほうです。これは明らかに、今、地域経済は供給不足になってしまっていて、旅館とかが稼働率があげられないのです。人がいなくて、だから、そちらのほうが、経済の場合は需要と供給で、供給が限界になってしまっていると、幾ら需要を喚起してもそれ以上発展しないのですけれども、これは担い手を考えないといけないと思います。デジタルをうまく活用する。ただ、それをやる人がさらにいないとか、やはり地域で大学とかが重要な担い手かと思います。今、スタートアップとかでも、ハイテクのスタートアップはそれはそれでいいのですけれども、今の学生さんは地域課題の解決をやりたいという学生も多いので、そういう人的資源をうまく活用することでこういう問題をうまく解決できないかなということを思いました。

それから、中村委員の、AIを使わないことが最大のリスクという、この御発言は、実は昨日やったAI事業者ガイドラインでも出てきまして、必ず入れましょうという話になっています。こちらでもこれは入れたほうがいいのだろうなと思いました。

あと、田路委員の経済安全保障との関係で、これは実は国際標準戦略のほうではかなり経済安全保障という基軸を入れております。そういう観点で、経済安全保障というものは何かというと、いわゆる民需ではなくて官需なのです。官需のために必要なものを別枠で検討しましょうということ就可以了りますので、その観点は特定重要物資だけではなくて、国際標準でも知財の今の重要な役務の提供、役務は物資とは違うのですけれども、そこに関連したものとか、そういうような観点で少し議論してもよいのかなと思いました。

田中委員が、若い研究者があれではないかとか、先生が病院とかなかなか忙しくてとかと言って、それは病院の場合は、いや、手術なのでと言われると、こちらも何とも言えない、特許の話とか発明の話はやはり手術のほうが大事でしょうと言わざるを得ないですけれども、一方で、例えばその他の分野でも、そもそも知財の浸透が難しい分野があって、例えば農学系というものは実はなかなか知財の啓発が難しい分野だということで、なかなか特許とか、そういう話が浸透しにくいというところがまだ残っています。ここは大学知財という観点で少し改善ができないか。

これは、実は東大だけしかやらないで、あとは誰もついてこないのですけれども、知財報告書を東京大学は3～4年前から出しております、統合報告書の民間の知財の開示と同じように、大学も知財の開示をしておりますが、これはもうちょっといろいろな大学でやってもらってもいいのではないか。そうすると、今みたいな話が、なぜ、それをやることが意義があるのかということを浸透させることに役に立つのではないかと思いました。

あとは細かいところですので割愛しますが、最後、東京地裁の判決は本当に敬意を表したいと存じます。これはまさしく、幾ら法律をつくっても判決が出ないと定着しませんので、ただ、誰かほかの人がやってくれればいいとなってしまうと、それがなかなかたどり着かないで、これは本当に敬意を表したいと思います。まだ一審ではあるとはいえ、やはり重要な判決だったと思いまして、これをいかにして普及させるかということが重要なかと思いました。

簡単にコメントさせていただきましたが、大体、これで予定の時間になってしましましたので、すみません。もう一巡と言っていましたけれども、もう一巡の時間がなさそうなのですが、何か一言でもどうしても言いたいとかということがございましたら。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。貴重な御意見をいただきまして、知的財産推進計画2026に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。

最後に、中原事務局長より一言御発言をいただければと思います。

○中原局長 本日も、非常に貴重で活発な御議論を誠にありがとうございました。本当に心に響くといいますか、そういう御指摘をたくさん頂戴したと思っております。

一番最初の、知財・無形資産あるいは知財経営という話について、これをCEOの課題にしたいということは、本当に私どもも気合を、気持ちを込めて、今年度の取組で、今年度こそ取り組みたいと思っておりまして、かつては私も若かりし頃、知財経営と、研究開発と、それから、経営戦略というものは三位一体だとか、したがって、これを三位一体でやるのが必要だとか、いろいろ名前を変えて、どう取り組むかというようなことをしてきたのですけれども、残念ながら、まだ解決の道筋が十分に見えていないということだと存じます。

それで、先ほど太田のほうからも紹介させていただいたのですけれども、知財検討会にある、これはそのままで、ちょっと僭越な言いぶりかもしれません、経営層が知財・無形資産の本質的価値を理解しておらず、知財部が経営戦略や価値創造ストーリーに関与できていないことが課題というものが結構多くの方がおっしゃっているということとか、あるいはいろいろな経営戦略を立てるときに、知財が入っているというものを見たことがないというような御指摘もあったりしますと、これは非常に相当深刻な、心して取り組まなければならない課題ではないかと思います。

むしろ、最近、失われた何年とかという指摘をされることもあるのですが、これは私、個人的には、知財に携わる方々が生き生きとセンターで活躍するアリーナをつくるということが成長戦略の最も重要で唯一の解だとも思っていまして、いろいろな課題はあるのですけれども、これなくして先には進まないだろうというくらいの気持ちで思っております。

コーポレートガバナンス・コードの中で、中長期の課題とか、あるいはものを含めながら、経営戦略のみならず、知的財産といったものの重要性というものは当事務局の数年前の御尽力いただいて、そのコードの中に位置づけられているわけですけれども、これを実装していくか。もちろん、今回のコードの見直しはもとより、これをどう実装していくかというところが非常に重要なものだと思っていまして、一部の機関投資家の中にはそういったことを必ずしも理解していないのではないかというような御指摘も企業経営者の皆様の中にはございます。

しかし一方では、この検討会の委員の方もおっしゃっておられたのですけれども、そういう中長期の、IPを活用した経営戦略というものを評価する機関投資家というものは海外には結構たくさんいて、そういう方とエンゲージメントを結んで、しっかりと経営戦略を立てているという企業はいっぱいあるのです。ところが、日本でそういう発信ができていますかという御指摘を受けたりすることもございます。いずれにせよ、成長分野に向けて、非連続で、そして、IPを使ってレバレッジをかけるような経営戦略というものが進んでいくような取組を私どもは目指してまいりたいと思っております。

それから、標準戦略について、遠藤委員からの御指摘を踏まえて、いろいろな官民の戦略プラットフォームをつくるというような取組をさせていただいておりますけれども、経済安全保障の観点も含めて、基本的なアーキテクチャーをどうつくるかということを超えて、各論で勝ち負けをつけるような気持ちで取り組んでいくというような取組をしていかなければいけないだろうと改めて決意をしているところでございます。

それから、クールジャパンとかコンテンツについては、今、調子がよくても、足元の人材が必ずしも育っているのかということになると、また将来、大きな危機を迎えるかもしれませんので、今、足元の好調だと見えるところの人材をもしっかりと育成していく。そして、海外展開に当たっては、どちらかというと、日本企業の皆様は個別におやりになる方が多かったかもしれませんけれども、ここはひとつ、海外展開というところでは協調して進めていくというような動きも進めてまいりたいと思っておりますし、そして、地方における交通インフラ、その他の取組についても各省庁とよく連携して進めてまいりたいと思っております。

AIの関係につきましては、今後、当事務局で、御提言いただいたとおり、法・技術・契約ということを三位一体としてアジャイルに展開できるように、そして、権利者と利用者のバランスというものをしっかりと取りながら、利用大国になるようなことを目指しながら進めていくことなどありますので、各プレイヤーの取組を誘発するようなものを進めてまいりたいとも思っております。

最後に、これだけイノベーションといいますか、新しいものへの取組が必要とされる中においては、物事を柔軟に早く解決するという話になりますと、やはり一定の司法的なインフラによる解決というものはどうしても重要になってくるのだと思います。本当にクラウドフレアの、福井先生あるいは事業者の皆様の御尽力によって一定の結論が出ているわけでございますけれども、全般的に、先ほども松山委員からも御指摘があったように、あるいは杉村先生からも御紹介いただいたように、このインフラが十分に機能しているかどうかということも含めて、もし不十分な点があるとすれば、これは将来にわたっての大きな障害にもなりかねませんので、その辺りもしっかりと勉強してまいりたいと思います。

本日は、本当に貴重なたくさんの御議論ありがとうございました。多くの貴重な指摘をいただきましたので、私どももまた心して取り組んでまいりたいと思います。引き続き、どうかよろしくお願ひいたします。

○渡部座長 ありがとうございました。

本日の会合はこれで閉会とさせていただきます。事務局より連絡があればお願ひいたします。

○太田参事官 ありがとうございます。

本日、たくさん御意見をいただきました。本日の議論を踏まえまして、今後は部会あるいはワーキンググループ、事務局等における検討を進めてまいりたいと考えております。

次回の構想委員会の開催につきましては、冒頭、スケジュールで示させていただきましたように、来年2月頃ということで予定させていただきます。

以上、よろしくお願ひします。

本日はありがとうございました。